

公 告

鳥取市新本庁舎包括管理業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成31年1月9日

鳥取市長 深澤 義彦

1 委託業務の内容

(1) 業務名

鳥取市新本庁舎包括管理業務委託

(2) 業務内容

鳥取市新本庁舎包括管理業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

平成31年9月1日から平成36年8月31日まで（60月）

(4) 提案上限額

金481,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、単体もしくは複数の事業者により構成される共同企業体とし、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 単体企業の場合

ア 日本国内に本店を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（平成29年鳥取市告示第443号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「役務」に登録されている者（登録に関する申請書を提出し、審査中のものを含む。）であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。

オ 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体が経営に関与していないこと。

キ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び鳥取市税に滞納がないこと。

ク 「鳥取市新本庁舎包括管理業務委託仕様書」において、市の要求する条件に対応できる能力があること

ケ 平成25年度以降、国若しくは地方公共団体又は民間において建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の設置（選任）が必要な建築物の管理を主体となり行った実績があること。

(2) 共同企業体の場合

構成員すべてが、(1)のアからキまでに掲げる要件をすべて満たしているとともに、(1)のクについては共同企業体が、ケについては代表企業が要件を満たしていること。

なお、共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず共同企業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本公募型プロポーザルの参加の申込み及び企画提案書類の提出を行うこと。

イ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら単独で提案を行うこともできない。

ウ 代表者及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認められた場合は、変更を認めるものとする。

エ 構成員の数は任意とする。

3 実施要項の交付

本件公募型プロポーザルの実施要項（以下「実施要項」という。）は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成31年1月9日（水）から同年2月25日（月）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所 5の担当部局とする。

4 参加申込書及び企画提案書の提出方法等

(1) 参加申込書

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書を提出すること。

ア 提出期限

平成31年2月25日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所及び提出方法

5の担当部局に持参し、又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）すること。

(2) 企画提案書

(1)の参加申込書の提出後に別途企画提案書の提出要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

平成31年3月11日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所及び提出方法

(1)のイに同じ。

5 担当部局

〒680-0845

鳥取市富安二丁目138番地4

鳥取市総務部総務調整局財産経営課（鳥取市役所駅南庁舎3階）

電話：（0857）20-3852

FAX：（0857）20-3879

E-mail：zaisankanri@city.tottori.lg.jp

6 参加申込書及び企画提案書の審査等

- (1) 参加申込書を提出した者のうちから鳥取市新本庁舎包括管理業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、企画提案書を提出した者のうちから委員会において書類及びヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務委託における最優秀提案者を選定するものとする。

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、5の担当部局とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、法令等に定めがある場合を除き、提出した者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (5) その他詳細は、実施要項による。